

家電製品の長期間使用

ご注意ください

産業課 内線261

家電製品にも寿命が

長期間にわたって使用している家電製品はありませんか？家電製品にも寿命があります。劣化した古い家電製品を使い続けていると、火災や怪我などの重大事故を起こす恐れがあります。日頃の点検により、早期に異常を発見することが大切です。

家電製品別点検のポイント

次のような異常がないか定期的に点検をしましょう。

- ▼扇風機／モーターの異常な音や熱さ、変な臭い、振動、羽根の回転が遅い
- ▼テレビ／異常音、変な臭い、煙
- ▼洗濯機／異常音、変な臭い、震動
- ▼掃除機／時々止まる、コードのプラグが熱い
- ▼電子レンジ／変な臭い、煙、火花、汚れ
- ▼暖房機器／表面が熱で変色、異常に熱い箇所がある
- ▼石油ファンヒーター／点火しにくい、温風が少ない、異常音
- ▼照明器具／変色やひび割れがある

▼電池／電池が熱い

▼コンセント・プラグ・延長コード／触ると熱い、プラグの先が変形、差込がゆるい、埃が溜まっている、変色している

ひとつでも異常があったら

すぐに使用を中止し、販売店・メーカーに連絡しましょう。

大切な「取扱説明書」

家電製品の本体や取扱説明書には、安全に使用するためのさまざまな注意事項が記載されています。使用前には必ず確認し正しく使用しましょう。

消費生活に関する相談窓口

愛媛県消費生活センター

☎089・925・3700

制度改正に伴う国民健康保険被保険者証の更新のお知らせ

町民課 内線216

70歳から74歳の方の窓口負担割合の見直しの凍結について

70歳から74歳までの方（後期高齢者医療対象者を除く）の医療機関での窓口負担割合は、平成21年4月から2割負担に見直しされることとなりました。

この見直しについては、さらに平成22年3月31日までの間凍結され、医療機関での窓口負担

臨時職員の登録制について

鬼北町では、臨時職員等を登録制により募集します。

登録制とは、あらかじめ働きたい職種などを登録していただき、業務繁忙期などに必要に応じて採用する制度です。必要に応じての採用のため、採用されないこともありますのでご了承ください。

登録資格 平成21年4月1日現在18歳以上
*ただし、職種により年齢制限があります。

登録の有効期間 平成22年3月31日まで

登録方法 役場総務課、日吉支所、各公民館にある「鬼北町臨時職員等登録申請書」に必要事項を記入して、役場総務課に提出してください。

申請期間 随時（受付は、役場の執務時間内とします。）

選考方法 面接試験または書類選考

問い合わせ先 役場総務課庶務係

☎45-1111（内線233）

割合は、これまでどおり1割に据え置かれます。

現在、お持ちの被保険者証で負担割合が【2割（ただし平成21年3月31日まで1割）】となっている方には、負担割合の表示変更した被保険者証を3月下旬に郵送します。

（注）負担割合が【3割】と表記されている被保険者証をお持ちの方の変更はありませんので、そのままお使いください。